

岩手県告示第480号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可した。

令和5年10月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 農地中間管理機構による賃借権の設定等又は農作業の委託

（1）賃借権の設定等又は農作業の委託を受ける者 農事組合法人アースコネクトほか1名（別紙のとおり。）

（2）賃借権の設定等又は農作業の委託を受ける土地 和賀郡西和賀町沢内字太田12地割267番2ほか1筆（別紙のとおり。）

2 認可年月日 令和5年10月5日

備考 「別紙」は、省略し、岩手県農林水産部農業振興課に備えておいて縦覧に供する。